



山形県公報

平成22年5月14日(金)
第2142号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(健康福祉企画課) ……597
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……598
- 指定居宅介護支援事業者の指定……………(最上総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(置賜総合支庁福祉課) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 指定居宅介護支援事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……599
- 土地改良区の定款変更の認可……………(置賜総合支庁農村計画課) ……同
- 農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知……………(森林課) ……同
- 基本測量の実施の通知……………(用地課) ……600

### 人事委員会関係

#### 規 則

- 山形県人事委員会規則14-4(委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則……………同

### 公 告

- 特殊肥料の検査結果の概要……………(エコ農業推進課) ……602
- 普通肥料の検査結果の概要……………(同) ……604
- 一般競争入札の公告……………(図書館) ……606

## 告 示

### 山形県告示第474号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成22年5月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日  |
|-------------------|---------------------|------------|
| さくら薬局 米沢店         | 米沢市福田町二丁目3番169号     | 平成22. 4. 1 |

## 山形県告示第475号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成22年5月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地      | 廃止年月日       |
|-----------|-----------------|-------------|
| さくら薬局 米沢店 | 米沢市福田町二丁目3番169号 | 平成22. 3. 31 |

## 山形県告示第476号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成22年5月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地                  | 事業所の名称及び所在地                                | 指定年月日       |
|--------------------------------------|--------------------------------------------|-------------|
| メディカルケア・サポート合同会社<br>最上郡戸沢村大字角川1436番地 | メディカルケア・サポート居宅介護支援センター<br>最上郡戸沢村大字角川1436番地 | 平成22. 4. 27 |

## 山形県告示第477号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成22年5月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地               | サービスの種類  | 廃止年月日       |
|--------------------|---------------------------|----------|-------------|
| 有限会社月岡でんき          | さふらん米沢南店<br>米沢市金池五丁目11-46 | 福祉用具貸与   | 平成22. 5. 31 |
| 有限会社月岡でんき          | さふらん米沢南店<br>米沢市金池五丁目11-46 | 特定福祉用具販売 | 同           |

## 山形県告示第478号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成22年5月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地               | サービスの種類      | 廃止年月日       |
|----------------------|---------------------------|--------------|-------------|
| 有限会社月岡でんき            | さふらん米沢南店<br>米沢市金池五丁目11-46 | 介護予防福祉用具貸与   | 平成22. 5. 31 |
| 有限会社月岡でんき            | さふらん米沢南店<br>米沢市金池五丁目11-46 | 特定介護予防福祉用具販売 | 同           |

**山形県告示第479号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成22年5月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅介護支援事業者の名称  | 事業所の名称及び所在地                    | サービスの種類     | 指定年月日       |
|-----------------|--------------------------------|-------------|-------------|
| 合同会社とよみ管理栄養士事務所 | ケアプランセンター大地<br>鶴岡市井岡字和田327番27号 | 居 宅 介 護 支 援 | 平成22. 4. 19 |

**山形県告示第480号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成22年5月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
米沢平野土地改良区
- 2 事務所の所在地  
米沢市金池五丁目9番5号
- 3 認可年月日  
平成22年4月28日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第481号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年5月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所  
尾花沢市大字寺内字水ヶ沢1691-1、1691-3から1691-19まで、2527-13、2527-24から2527-67まで、2527-77から2527-80まで、2529から2531まで、2534、2536、2537、2542、2545、2548
- 2 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - イ 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び尾花沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第482号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成22年5月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施する地域  
山形県内全域
- 2 基本測量を実施する期間  
平成22年5月10日から平成23年3月31日まで
- 3 作業の種類  
基本測量「電子国土基本図(地図情報)」修正測量

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則14-4（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年5月14日

山形県人事委員会  
委員長 小 野 勝

別表第1山形市市長部局の項中「行革推進課、職員課」を「秘書課、行革推進課」に改め、「秘書課、」を削り、「人事研修係長」を「人事係長、人材育成係長」に、「課長補佐（管理課）」を「総括主幹（管理課）」に、

|        |       |
|--------|-------|
| 中央卸売市場 | 場長、課長 |
| 市民会館   | 館長    |

を

|             |    |
|-------------|----|
| 地方卸売市場管理事務所 | 所長 |
|-------------|----|

に改め、同表山形市会計課の項

中「課長」を「課長、副参事」に改め、同表鶴岡市市長部局の項中「、政策調整室長」を削り、「国際室長」を「国際室長、地域活性化推進室長、農政企画室長」に、

|            |       |
|------------|-------|
| 地域包括支援センター | 所長、主幹 |
|------------|-------|

を

|             |       |
|-------------|-------|
| 地域包括支援センター  | 所長、主幹 |
| 子ども家庭支援センター | 所長    |

に、

|          |                                                         |
|----------|---------------------------------------------------------|
| 温海庁舎     | 支所長、次長、課長、主幹                                            |
| 市立荘内病院   | 院長、副院長、部長、次長、参事、課長、栄養科長、薬局長、看護副部長、看護主幹、主幹（事務部に置くものに限る。） |
| 荘内看護専門学校 | 副校長                                                     |

を

「

|      |              |
|------|--------------|
| 温海庁舎 | 支所長、次長、課長、主幹 |
|------|--------------|

」に改め、同表鶴岡市教育委員会

事務局の項中「課長」を「参事、課長」に、「

|       |
|-------|
| 館長、主幹 |
|-------|

」を「

|    |
|----|
| 館長 |
|----|

」に改め、同表酒田市市

長部局の項中「、危機管理官」を削り、

「

|     |    |
|-----|----|
| 松林荘 | 荘長 |
|-----|----|

」を

「

|       |    |
|-------|----|
| 松山診療所 | 所長 |
|-------|----|

」に改め、「課長、主幹」を「課

長」に、「

|        |                     |
|--------|---------------------|
| 市立八幡病院 | 病院長、副院長、医長、事務長、看護師長 |
|--------|---------------------|

」を

「

|          |                     |
|----------|---------------------|
| 市立八幡病院   | 病院長、副院長、医長、事務長、看護師長 |
| 酒田看護専門学校 | 事務長                 |

」に改め、同表寒河江市市長部局

の項中「に限る。）、室長補佐（財務室に置くもので財政に関する事務を担当するものに限る。）」を「及び財政課に置くもので財政に関する事務を担当するものに限る。）」に改め、同表上市市市長部局の項中「に限る。）、副主幹（庶務課に置くもので職員の人事に関する事務を担当するものに限る。）」を、「及び財政課に置くもので財政に関する事務を担当するものに限る。）」に改め、同表村山市市長部局の項中「財政課」を「企画財政課」に改め、同表長井市市長部局の項中「及び財政課に置くものに限る。ただし、総務課に置くものうち、」を「に置くもので、」に、「以外のものを除く」を「及び財政課に置くもので財政に関する事務を担当するものに限る」に改め、同表天童市

市長部局の項中「

|       |                          |
|-------|--------------------------|
| 福祉事務所 | 所長                       |
| 病院    | 院長、副院長、事務局長、総看護師長、臨床検査科長 |

」を

「

|       |    |
|-------|----|
| 福祉事務所 | 所長 |
|-------|----|

」に改め、同表南陽市市長部局の

項中「、室長」を削り、同表中山町の項中

「

|     |          |
|-----|----------|
| 会計課 | 会計管理者、課長 |
|-----|----------|

」を

「

|     |       |
|-----|-------|
| 会計室 | 会計管理者 |
|-----|-------|

」に改め、同表西川町町長部局の

項中「

|    |
|----|
| 課長 |
|----|

」を「

|         |
|---------|
| 課長、保育主幹 |
|---------|

」に改め、同表西川町教育委員会事務局の項中「課長」を

「課長、生涯学習主幹」に改め、同表高島町町長部局の項中「総務課総務室長」を「課長補佐（総務課に置くものに限る。）」に改め、同表遊佐町教育委員会事務局の項中「教育次長」を「課長」に改める。

別表第2最上広域市町村圏事務組合の項中

|          |         |
|----------|---------|
| 理事会部局    | 事務局長、課長 |
| 広域交流センター | 館長      |

を

|       |               |
|-------|---------------|
| 理事会部局 | 事務局長、事務局次長、課長 |
|-------|---------------|

に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**公 告**

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第1項の規定により平成22年2月及び3月に収去した特殊肥料の検査の結果の概要は、次のとおりである。

平成22年5月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 特殊肥料<br>の指定名 | 生産業者、輸入業者若しくは<br>販売業者又は表示者 | 届<br>(商<br>品<br>名) | 検 査 の 結 果             |                        |                       |                      |                           |                       |             | 備 考 |                            |
|--------------|----------------------------|--------------------|-----------------------|------------------------|-----------------------|----------------------|---------------------------|-----------------------|-------------|-----|----------------------------|
|              |                            |                    | 窒<br>素<br>全<br>量<br>% | リン<br>酸<br>全<br>量<br>% | 加<br>里<br>全<br>量<br>% | 銅<br>全<br>量<br>mg/kg | 亜<br>鉛<br>全<br>量<br>mg/kg | 石<br>灰<br>全<br>量<br>% | 炭<br>素<br>比 |     | 水<br>分<br>含<br>有<br>量<br>% |
| た い 肥        | 有限会社ビッグフィールド               | 緑源（みどりのもと）         | 0.3                   | 0.6                    | 1.1                   |                      |                           | 66.7                  | 47.5        |     | 現物                         |
|              | アイデンティ株式会社                 | たい肥                | 0.8                   | 2.2                    | 1.1                   |                      |                           | 34.4                  | 37.6        |     | 現物                         |
|              | 株式会社東日本アグリ                 | うかひな電子有機肥料         | 1.5                   | 2.9                    | 1.1                   |                      |                           | 20.0                  | 38.9        |     | 現物                         |

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第1項の規定により平成22年3月に収去した普通肥料の検査の結果の概要は、次のとおりである。

平成22年5月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 肥料の種類等       | 保証票添付者   | 肥料の名称     | 検査の概要       |        |        | 備考 |        |
|--------------|----------|-----------|-------------|--------|--------|----|--------|
|              |          |           | 検査項目        | 検査指摘事項 | 保証票の検査 |    | その他の検査 |
|              |          |           |             |        |        |    |        |
| 米ぬか油かす及びその粉末 | 三和油脂株式会社 | 特選王将印脱脂ぬか | 主成分TN、TP、TK |        |        |    |        |

(注) 1 分析検査及びその他の検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表しうるように必要袋数（ばらの場合には必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。

2 主成分の略号は、次のとおりである。  
 TN－窒素全量、TP－りん酸全量、TK－加里全量

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県立図書館情報システム開発業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成22年5月14日

山形県立図書館長 佐藤 禎 介

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市緑町一丁目2番36号 遊学館2階 学習室
- (2) 日時 平成22年6月24日 午後2時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県立図書館情報システム開発業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成23年2月28日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成22年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成22年1月22日付け県公報第2111号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 提供される役務が2の(2)の仕様を満たすことを証明できること。
- (5) JIS Q 15001の基準に適合することによりプライバシーマークの使用許諾を受けていること。プライバシーマークの使用許諾を受けていない場合にあっては、情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001（ISO/IEC27001）の基準に適合することにより認証を受けていること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市緑町一丁目2番36号 山形県立図書館企画課企画担当  
電話番号 023-631-2523
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県立図書館企画課で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 落札者の決定の方法

- (1) 山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で、かつ、全ての入札が公告9の(3)の山形県低入札価格調査制度実施要綱（以下「低入札調査要綱」という。）第3条による調査基準価格（以下「基準価格」という。）以上である場合は、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）を行った者を落札者とする。
- (2) 基準価格を下回る価格の入札（有効な入札に限る。）があった場合は、入札を終了し、最低価格の入札者について、低入札調査要綱第6条第2項による本件調達役務の内容に適合した履行がなされるか否かを調査（以下「履行適合調査」という。）したうえで落札を決定することとし、この場合、入札結果は、後日、書面で通知する。
- (3) 履行適合調査の結果、当該最低価格によっても契約の内容に適合した履行がなされると認められる場合は、その入札を行った者を落札者に決定する。

また、当該最低価格によっては、契約の内容に適合する履行がなされない恐れがあると認められる場合は、当該最低価格の入札者を落札者とせず、予定価格の範囲内での価格をもって入札（有効な入札に限る。）を行った次順位の者（以下「次順位者」という。）を落札者に決定する。この場合において、次順位者が基準価格を下回る入札者であった場合は、前項及び本項の規定を準用し落札者を決定するものとし、次順位者の変更は、予定価格の制限の範囲内で入札を行った者において落札者が決定するまで繰り返すものとする。

- (4) 前2項により履行適合調査の対象となった者が落札者になった場合は、低入札調査要綱第9条に基づき契約履行の状況等について報告を求める場合があり、落札者はこれに応じるものとする。
- (5) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない山形県職員にこれに代わってくじを引かせ落札者を決定する。
- (6) 落札者の決定の時までに入札参加資格を満たさなくなった者は落札者とししない。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書及び2の(2)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）を平成22年6月11日（金）午後4時までに山形県立図書館企画課企画担当に提出すること。
- (2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(2)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。
- (4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め及び再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。
- (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (6) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Development of Information System for the Yamagata Prefectural Library: 1set
- (2) Time limit for tender: 2:00P.M. June 24, 2010
- (3) Contact point for the notice: Planning Division, Yamagata Prefectural Library, 2-36 Midori-cho 1-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-0041 Japan TEL 023-631-2523

正 誤

| 発行年月日       | 県公報<br>番 号 | ページ | 行     | 誤         | 正              |
|-------------|------------|-----|-------|-----------|----------------|
| 平成22. 3. 30 | 第2130号     | 451 | 9     | 「請求は、」を   | 「請求は」を         |
| 同           | 同          | 同   | 11    | 1月前まで     | 1月前までに         |
| 同           | 同          | 452 | 下から13 | この場合において、 | この場合において、前条第2項 |

平成22年 5月14日印刷  
平成22年 5月14日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056